

動画画像圧縮技術の標準特許とライセンス

日 野 英 一 郎*

抄 録 動画画像圧縮技術の標準特許に関するライセンスの分野では、MPEG2パテントプールの成功以降、パテントプールが利用されてきた。しかしながら、MPEG2の後継規格であるHEVCではパテントプールが乱立する等の弊害が生じており、ライセンスが必ずしも適切に進んでいない。このような問題を解消すべく新たな動画画像圧縮技術であるAV1が開発され、これをロイヤリティーフリーで展開することが試みられているが、この動きに対抗して、近時AV1に対するパテントプールが形成されるといふ事態が生じており、AV1も特許問題を解消できてはいない。パテントプールの形成について混乱が生じているのは動画画像圧縮技術の分野に限られず、現在パテントプールが適切に機能しているとは言い難い。標準特許に関するライセンス交渉を促進するために様々な試みがなされているが、現時点で決定打になるようなものはなく、動画画像圧縮技術の標準特許に関わる企業は困難な事態に直面している。

目 次

1. はじめに
2. パテントプールとは
3. 動画画像圧縮技術とパテントプール
4. AV1の開発と問題点について
 4. 1 AV1の開発
 4. 2 AV1のライセンス条項について
 4. 3 AV1に対する権利行使の動き
5. パテントプールを巡る課題
 5. 1 パテントプールの機能不全
 5. 2 問題の所在
6. 標準と特許を巡る問題解決に向けた取組
 6. 1 ガイドの策定
 6. 2 判定制度の新たな運用
 6. 3 東京国際知的財産仲裁センター
7. おわりに

1. はじめに

本稿では動画画像圧縮技術の標準特許とライセンスの分野について、MPEG2パテントプール形成から現在に至るまでの歴史や現在生じて

いる問題等を対象とする。

動画画像圧縮技術の標準特許に関するライセンスの分野では、MPEG2パテントプールの成功以降、パテントプールによる特許問題の解決が行われてきた。しかしながら、HEVCの標準化後、パテントプールが乱立するなど、パテントプールによるライセンスが行き詰まりを見せている。

このようなHEVCの問題を背景として、Web系、映像系の大手企業が新たな動画画像圧縮技術であるAV1を開発し、これをロイヤリティーフリーで展開しようとする新たな動きを進めている。ただこの試みによってもやはり特許問題が解消されてはいない。

本稿では、筆者が複数のパテントプールの必須特許判定業務を行う過程で、見聞きした企業の担当者の方々の問題意識等を踏まえ、現在動画画像圧縮技術の標準特許の分野で生じている問題について論じる。

* 弁護士 Eiichiro HINO

2. パテントプールとは

パテントプールとは、ある製品を製造するために複数の権利者の特許が必要な場合に、必要な特許を1か所に集め、これを包括的にライセンスする仕組みを指す。公的には、「ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体・・・に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう。」と定義されている（知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針第3-2-(1)-ア）。

パテントプールは19世紀にはすでに存在していたとされ、現在でも医薬、パチンコ等の分野で存在するが、影響が大きいものとしては、国際標準規格に関連して形成されるものが挙げられる。

技術が高度化、複雑化した結果、様々な要素技術を集積しなければ商品を製造できない技術分野が登場するようになり、このような技術分野では、国際的に標準化がされる動きが顕著になっている。標準化された技術を利用しようとすると、その標準化に利用される標準特許を必然的に用いなければならない。

しかしながら、国際標準規格に用いられる特許の権利者は多数に及ぶことも多く、また、標準化技術には多くのライセンシーが存在することが想定されるため、ライセンサーとライセンシーが個々に契約を締結しようとする膨大な手間がかかる。

このような問題に鑑み、必要な特許をパテントプールとして1か所にまとめ、ライセンシーに対してワンストップで必要な特許をライセンスし、特許権者とライセンシーの相互の負担を軽減しようとするのがパテントプールの発想である。パテントプールは、必要な特許が1つのパテントプールに集積し、かつ、特許権者もラ

イセンシーも納得できるようなライセンス料が設定されることが前提であれば、合理的に標準特許のライセンスの問題を解消することができる仕組みといえる。

3. 動画画像圧縮技術とパテントプール

パテントプールの成功例としてよく挙げられるのは動画画像圧縮技術として標準化されたMPEG2のパテントプールである。MPEG2のパテントプールは、多くの特許権者とライセンシーを集め、商業的な成功を収めた。その後、MPEG2の後継規格である、MPEG4、AVCにおいてもパテントプールが形成され、ライセンスが行われた。

このように動画画像圧縮技術の分野ではパテントプールが有効に機能していたが、MPEG2の後継規格であるHEVCの標準化に当たって、特許権者同士の合意ができず、3つのパテントプールが形成されるという事態が生じた。さらにパテントプールに参加をせずにライセンス活動を行う企業や、独自にライセンス活動を行っていない一方でパテントプールにも参加しない特許権者が現れるようになった。

このように、ワンストップでのライセンスが困難になった結果、標準の使用のためにライセンス料が積み重なって高額になる。いわゆるロイヤリティースタッキング問題が生じている。また、ライセンス活動を行っていないものの権利を保有している企業群の今後の動向次第では、実施者側のリスクが高まることになる。

さらにHEVCのパテントプールにおいては、複数のプールに参加する権利者が現れ、このような権利者の特許のライセンスをどのように取り扱うべきかという問題も生じた。

このようにHEVCの標準特許のライセンスは深刻な問題に直面している。

4. AV1の開発と問題点について

4. 1 AV1の開発

HEVCで生じた問題の打開策として、ウェブ系、映像系の事業者を中心にAlliance for Open Media (AOM) が設立され、新たな動画画像圧縮技術として AOMedia Video 1 (AV1) が開発された。

AV1はロイヤリティーフリーを志向しているという点で、HEVCとは根本的に思想が異なっている。

4. 2 AV1のライセンス条項について

(1) AV1の代表的ライセンス条項

AV1のライセンス条件としては、オープンソースソフトウェア (OSS) のライセンスであるBSD 2-Clause LicenseとAlliance for Open Media Patent License 1.0¹⁾ (AOMライセンス) が採用されている²⁾。AOMライセンス1.1条では、以下のとおり、ライセンスフリーでのライセンスが規定されている。

“1.1. Patent License.

Subject to the terms and conditions of this License, each Licensor, on behalf of itself and successors in interest and assigns, grants Licensee a non-sublicensable, perpetual, worldwide, non-exclusive, no-charge, royalty-free, irrevocable (except as expressly stated in this License) patent license to its Necessary Claims to make, use, sell, offer for sale, import or distribute any Implementation.”

そしてAOMライセンス1.2.1条は、以下のとおり、ライセンスを受けるための条件として、ライセンシーが保有する必須特許をAOMライセンスの条件の下で実施許諾することを規定している。

“1.2.1. Availability.

As a condition to the grant of rights to Licensee to make, sell, offer for sale, import or distribute an Implementation under Section 1.1, Licensee must make its Necessary Claims available under this License, and must reproduce this License with any Implementation as follows: (以下略)”

これによって、AV1のライセンスを受けようとする者は、ライセンスフリーで他社に保有する必須特許の許諾をしなければならないことになる。

また、重要な条項としては以下に引用するAOMライセンス1.3条が存在し、AV1の実施品に対して、権利行使をした者に対してライセンサーがAV1のライセンスを解除することができることが定められている。

“1.3. Defensive Termination.

If any Licensee, its Affiliates, or its agents initiates patent litigation or files, maintains, or voluntarily participates in a lawsuit against another entity or any person asserting that any Implementation infringes Necessary Claims, any patent licenses granted under this License directly to the Licensee are immediately terminated as of the date of the initiation of action unless 1) that suit was in response to a corresponding suit regarding an Implementation first brought against an initiating entity, or 2) that suit was brought to enforce the terms of this License (including intervention in a third-party action by a Licensee).”

このように、AOMライセンスではAV1のライセンシーに対して、第三者に対して保有する特許を無償でライセンス許諾させることをライセンスの条件とするとともに、第三者に対して権利行使をしたライセンシーに対して実施許諾を取り消すことができるとするすることで、特許に関する問題を低減している。以上の枠組みが守

られる限りは、実施者側からすれば少なくともAVIを実施する必要がある事業者からの権利行使を気にせず事業を展開することができる。

(2) 独占禁止法上の論点について

AOMライセンスの1.3条は、ライセンシーの権利行使を制限するものであり、独占禁止法の問題が生じうる。

ここで、知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針第4-5-(6)「非係争義務」は、「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務（注17）を課す行為は、ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第12項）。」と規定している。AOMライセンスのようなライセンスが一般的になれば、新たな動画画像圧縮技術を開発する研究開発意欲が減衰される可能性は否定できないものの、現時点で競争を減殺する効果が出ていると確定的に判断することはできないであろうから、現時点でAOMライセンスが直ちに「公正競争阻害性」を有するとは言い切れないと思われる。

また標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方第3-3-(5)は、「規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、ライセンシーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等について他のライセンシーに対して権利行使しないよう義務付けること（非係争義務（注16））は、実質的に、多数の特許が当該プールに集積されることとなるため、

当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される又はライセンシーの有する代替特許の間の競争が制限されるなど、技術市場における競争が実質的に制限されるおそれがある。（私的独占、不当な取引制限）」とする一方で、「他方、当該規格に係る必須特許をライセンシーが有し又は取得する場合もあり得るところ、制限の態様が、必須特許（注17）に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用を制限するものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独占禁止法上問題となるものではない。」としている。AOMライセンスの方式は、ライセンシーに、一律に必須特許のライセンスを要求することからすれば、上記ガイドラインに即して考えれば、私的独占、不当な取引制限に該当する可能性は高くはないと考えられる。

なお、例えば、MPEG2のパテントプールライセンスプログラムでも、ライセンシーがMPEG2の必須特許を保有する場合は、(1) MPEG2パテントプールに参加するか、パテントプールにおける必須特許の1件当たりの実施料率を基準とした実施料率でライセンサーにグラントバックしなければならないことや、(2) ライセンシーが自己の保有するMPEG2の関連特許を（非必須特許）をライセンサーに行使した場合には、行使を受けたライセンサーがそのライセンシーに対して、自己の必須特許のライセンスを解除することができることが定められており、ライセンスのための条件としてライセンシーに一定の制約が課されている³⁾。このような条項が存在しないと、ライセンスをした特許権者が、ライセンシーからの権利行使から無防備な状態となる。合理的な価格でライセンスを受けたライセンシーがその状態を維持しつつ、ライセンサー

に対して権利行使ができる」とすると、当事者間の公平が害されるので、このような条項も許容されてよいであろう。実際には、MPEG2のライセンスプログラムでこの条項が発動された例はないとのことではあるが、当該条項は紛争を未然に防ぐことに寄与していると考えられる。このように、標準特許のライセンスの分野ではライセンシーの行動を一部制約することについて一定の合理性が認められる。

4. 3 AV1に対する権利行使の動き

AV1はロイヤリティーフリーを志向するものであるが、動画画像圧縮技術に膨大な研究開発が行われており、AOMのメンバーのみの技術でAV1を実施することができるとは考えられず、必然的にAOM以外の企業の特許の利用が必要になると考えられる。この点について、AOMがAOMライセンス1.2条、1.3条のような枠組みを作ることで、一定の対処をしているのは上述の通りであるが、一方で、Sisvel社がAV1のライセンスの立ち上げを宣言している。Sisvel社は、2019年3月にAV1のライセンスをすることを発表し、ライセンサーとしては複数の日本企業も参加している⁴⁾。また、2020年5月には最初のライセンシーとの間でAV1に対するライセンスを行ったことが発表された⁵⁾。

既にSisvel社がAV1に関するライセンスを行っていることからすれば、今後、Sisvel社がAV1の利用者に対してライセンスの申し入れを行っていくことが見込まれる。このような事態はAV1がロイヤリティーフリーの規格であることを目指したAOMの理念を没却するものであり、今後Sisvel社とAOMが真っ向から対立する形となることも予想される。さらに、Sisvel社の動向やその結果次第では、別途AV1に対して権利行使を試みる権利者が増え、状況がさらに複雑になる可能性も否定できない。

このように動画画像圧縮技術の特許問題を解

決するために開発されたAV1も現在特許問題に直面しており、動画画像圧縮技術と特許の問題をめぐる状況は混沌としている。

5. パテントプールを巡る課題

パテントプールを巡る問題で混乱が生じているのは、動画画像圧縮技術の分野に限られない。ここではなぜパテントプールを巡って混乱が生じているのか検討をする。

5. 1 パテントプールの機能不全

パテントプールは、一つの製品に必然的に多くの特許を利用しなければならない製品のライセンスの問題を解決するための手段として有益なものと考えられる。他方で、近年は特許権者間の利害調整が難しいことが指摘されている。

上述の通り、HEVCには複数のプールが形成されたが、例えば、Blu-ray discについても、複数のプールが形成されるという事態が生じているし、そもそも、権利者同士の合意が形成できず、パテントプールの形成が頓挫する例もみられる。

現状は、単一のプールで権利者もライセンシーにとっても合理的といえる金額によってワンストップでライセンスをするという、パテントプールが本来理想とするような状況になっておらず、パテントプールが正常に機能していないと言わざるを得ない。

筆者の経験では、実施者側の立場からは、適切な単一のパテントプールが形成されれば、合理的な金額、条件でライセンスが行われ、交渉の手間が省けるため、パテントプールに期待をする意見が多い一方で、権利者側からは上記のように権利者側の調整が困難となっている状況に鑑みれば、パテントプールによって国際標準のライセンスの問題を解決することは現実的ではないのではないかという半ば諦めに近い意見が聞かれることが多い。

5. 2 問題の所在

(1) 権利者が増加・多様化していること

まず、技術の複雑化・高度化に伴い、国際標準を巡る当事者が増えていることが問題の解決を困難にしていると考えられる。権利者の数が多ければ、その属性も多様になることは必然であり、そのために権利者間の調整が困難になっているといえる。

従来は国際標準規格に関わる特許権者の数が多くなく、権利者と製造者が一致することが多い等、特許権者の属性も多様ではなかったため、パテントプールの形成をしやすい環境にあった。しかしながら、技術の高度化、複雑化、国際化に伴い、標準規格に関わる権利者が増えるとともに、権利者の中でも、保有特許の多寡、基本特許の保有の有無、製造の有無、製造の量などに差が出てきており、権利者同士でもパテントプールの在り方についての考え方に大きな隔たりが出るようになった。

例えば、標準特許を多く保有し、対象となる製品をかつては製造したものの現在は製造から撤退した企業や、研究開発のみを行い特許が商品といえるようなベンチャー企業であれば、高額の特許料を望むであろうし、他方で、標準特許を多く保有していないものの、対象となる製品を多く製造・販売している企業であれば低額の特許料を望むことになる。

このように権利者の増加や多様化が権利者同士の合意形成を困難にしているといえる。

(2) 多国間の問題であること

権利者の増加に伴い、標準特許を保有する企業の国籍も多様化している。

各国ごとに文化や法制度は異なるし、特許の充足性・進歩性といった普遍的に問題となる事項であっても、その国の産業構造次第で解釈が変わってくる。そのような中で合意を形成する

ことが困難となってきているという声も聞こえてくる。

多国間の問題となると単純な法改正では問題を解決できないという面もある。例えば、標準特許のライセンスについて裁定実施制度を利用することを検討してはどうかという意見もあるが、自国のみで対応をしても国際的な協調がなければ問題の解決にはつながらない。

(3) 標準特許に関する予測可能性の低さ

実際に裁判になった場合に、差止請求権が認められるか、どの程度の損害が認められるかといった点について予測可能性が低いことも合意の形成を困難にしていると思われる。

日本においては、標準特許の差止請求権や損害賠償請求権に関するリーディングケースとしていわゆるアップル・サムスン大合議事件判決（知財高判H26.5.16）が存在する。同判決は、FRAND宣言をしている特許権者による差止請求権の行使については、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの主張立証に成功した場合には、権利の濫用（民法1条3項）に当たり許されないことを示すとともに、損害額については累積ロイヤリティーの上限を定め、これに必須特許を乗じるという方法で算出した。

上記判決は標準特許についての差止請求権、損害賠償請求権の判断の基本的な枠組みを与えるものではあるが、事例の蓄積が少ないため、具体的な事例において、司法の場に出た場合にどのような判断が下されるかを予測することは現実的には難しい。このような状況の下では、パテントプールのロイヤリティーについて様々な意見が出てくることは避けがたい。

(4) 特許の価値算定の困難性

そもそも特許の客観的な価値を算出することが困難であるという根本的な問題も存在する。

特許の客観的な価値を算出しようとしても、そもそも、特許については取引所のようなものがないので、客観的な取引価格を観念しづらい。また、以前に譲渡された特許についてはその取得価格をもとに価値算出をすることも考えられるが、譲渡時の市場の状況と、現時点の市場の状況を比較し大きな変化がある場合は、譲渡時の価格を用いることは実態を反映しているとはいえない。また、そもそも譲渡時の価格が正当に特許を評価していたのかという問題も残る。

ライセンス料などの特許の生み出すキャッシュフローをベースに客観的な価値を算定する方法も考えられ、これが可能な場合はある程度合理的な価値を算出することも可能である。しかしながら、そもそも具体的なライセンス料収入がなければこの方法によっては必ずしも合理的な金額が導かれないので、これからライセンスを広げようとする場面ではこの方法を用いにくい。

取得に要した費用（研究開発費）に基づいて特許の価値を把握するという考え方もありうるが、知的財産についてはその取得のために要した費用とその成果物の価値は必ずしも相関しないため、この方法も合理的とはいえない。

このように、特許の客観的な価値を把握するには中々決め手がないのが実情である。知的財産の譲渡対価の算定においては「資産控除法」、「ルール・オブ・サム法」、「利益三分法」、「ロイヤリティー免除法」を参照して評価を行い、得られた複数の評価結果をベースに、その最大値と最小値の間で、平均値や中央値などを参照しつつ、最終的な評価額を決定することができるとする調査研究も存在するが⁶⁾、これらによって算出される値が当事者にとって納得できるものかという点には疑問も残り、また、複数の特許が事業に用いられているという状況で、上記算定方式を用いた上で、算定したい特許のみの価値を出すことも容易ではない。実際の日

本の裁判実務においても、上記の算定方式を用いて、特許の価値を算出した上で、適切なロイヤリティーを決定するという方法はとられていない。

このように、そもそも特許の価値の把握が困難ということが、客観的なロイヤリティーの算出が困難であることにもつながっているといえる。

6. 標準と特許を巡る問題解決に向けた取組

パテントプールによる解決ができなくなると、権利者と実施者が個別に交渉をしていかざるを得ない。このような標準と特許を巡っては、ガイドの策定、新たな判定制度の運用、新たな仲裁機関の設置といった問題解決に向けた様々な取り組みがなされているのでこれらについて紹介をする。

6. 1 ガイドの策定

(1) ライセンス交渉手引き

特許庁は、標準特許を巡る紛争を未然に防止し、あるいは迅速に解決する上で有用な国際的に参照されるガイドラインを作成することを目的として、2018年6月5日に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」⁷⁾（ライセンス交渉手引き）を公表した。

ライセンス交渉手引きは、標準特許について、ライセンス交渉の進め方、ロイヤリティーの算定方法に関する基本的な考え方や、各国の裁判例について網羅的に解説するものであり、これまで一部の企業に帰属していた知見を共有できる形で公開したという点で大きな意義がある。

(2) 欧州コミュニケーション等

ライセンス交渉手引きに類する海外の動きとして、欧州委員会が2017年11月29日に、Communication from the Commission to the Insti-

tutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents⁸⁾ (欧州コミュニケーション) を発表している。

欧州コミュニケーションは、標準特許に関して、バランスがとれ、円滑かつ予測可能性が高い枠組を提供するためのものである。欧州コミュニケーションは、(1) 標準必須特許に関する透明性の向上、(2) FRANDライセンス条件の一般原則、(3) 予測可能なエンフォースメント環境、(4) オープンソースと標準といった観点から分析を加えている。

また、2019年6月に欧州の地域標準の標準化機関であるCEN-CENELEC (欧州標準化委員会-欧州電気標準化委員会) が、標準特許のライセンス方針を示すPrinciples and guidance for licensing Standard Essential Patents in 5G and the Internet of Things (IoT), including the Industrial Internet⁹⁾ を発表している。

(3) ガイドの有用性と限界

ライセンス交渉に関する手引きや欧州コミュニケーションは、これまでは一般に知られてなかった標準特許に関するライセンスの考え方や実務を明らかにしているという意味で非常に有益なものであるといえる。標準特許に関するライセンス交渉は、通常のライセンスとは異なる部分も含み、権利者と実施者との間で議論が噛み合いにくい面があったが、ライセンス交渉に関する手引きや欧州コミュニケーションによって客観的な議論の状況が明らかになり、議論の共通基盤が築きやすくなったのではないかと考えられる。

他方で、ライセンス交渉に関する手引きや欧州コミュニケーションは法的な拘束力を持つものではなく、当事者に交渉のためのガイドを与えるものに過ぎない。ライセンス交渉に関する手引きや欧州コミュニケーションは、これを参照することで、当該事案における差止請求の可

否、適切なライセンス料を自動的に導くものではない。これらのツールは、当事者間の目線を合わせるといえる意味では極めて有用であるが、これに従うことで問題が解決できる内容となっているわけではないことに留意する必要がある。

6. 2 判定制度の新たな運用

特許庁は、判定制度を利用して標準必須性を判断することについての運用のための指針を「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」¹⁰⁾ (判定手引き) としてまとめ、2018年4月1日より運用 (本運用) を開始した (2019年6月に改訂)。ある特許が標準規格に必須であることがあらかじめ判定されていれば、交渉の際の争点が減るため、交渉が円滑に進むことが期待できる。

本運用を利用するには、判定を請求する利益が必要である。具体的には、当事者間のライセンス交渉において特定の標準規格に基づき特定の特許発明の標準必須性に関して争いとなっている場合には請求の利益があり、相手がいない場合など、当事者間における特許発明の標準必須性に関する争いがない場合には、判定を請求する利益がないものとされている (判定手引き5～6頁)。このように、紛争性が要件となっているところに本運用の特徴があるが、かかる要件によって使用できる場面が限定されることは否めない。

本運用においては、標準規格文書の記載に基づき、判定を求める特許発明の構成要件に対応するように構成を具体的に特定した仮想イ号を対象とする必要がある。このように、本運用において特許発明と対比されるのは具体的な製品ではなく、標準規格文書を実施した場合に考えられる仮想的な製品である (判定手引き6～10頁)。

本運用が適用された例というのは2020年9月末時点では存在しないとのことである。本運用

は専門的な判断を安価に得ることができる制度であり、本運用開始以前にも標準特許が関わる例があったということであるから、本運用もやり方次第ではうまく活用できる余地があると思われる。しかしながら、現時点においては、標準特許に関する問題について、本運用は機能しているとはいいがたい。

6. 3 東京国際知的財産仲裁センター

2018年に標準必須特許の問題も含む国際的な知的財産紛争を代替的紛争解決手段（ADR）で解決するための機関である、東京国際知的財産仲裁センターが設立された¹¹⁾。

東京国際知的財産仲裁センターは知的財産権を巡る国際的紛争の解決に最適化をした仲裁機関であり、米国連邦巡回区控訴裁判所の前首席判事のRader氏を始めとして、各国や地域を代表する元知財判事を中心とした、仲裁委員や調停委員候補者を有している。日本からは、元知財高裁所長や元知財高裁判事が候補者として挙げられている。

このような専門性に加え、当事者間で別途合意がない限り、手続の正式な開始から一年以内に事件を終結させることを宣言しており、早期の紛争解決を志向している。また、仲裁委員の決定について再審査の機会も与えられている。

特許事件を迅速かつ適切に処理するためには仲裁人に相当の経験が要求されるが、東京国際知的財産仲裁センターは設置から間もないものの、素晴らしい人的リソースを保有し、迅速かつ適切な紛争処理が期待しうる機関であり、今後の発展に期待をしたい。

7. おわりに

本稿で述べた通り、動画画像圧縮技術の標準特許に関するライセンスの分野における特許問題は混沌としており、直ちにこの状況が解消されるとは思われない状況にある。また、標準と

特許を巡る問題解決に向けた様々な取り組みがなされているものの、いずれも問題を解決するための即効薬とはなるものではない。

したがって、動画画像圧縮技術の標準特許に関わる企業は当面は神経を使って、この問題に対処せざるを得ない。今後、関係企業間で相互の認識の共有が進み、特許権者と実施者が相互に利益を得られる形で問題が解決することを願う次第である。

注 記

- 1) Alliance for Open Media, Alliance for Open Media Patent License 1.0
<http://aomedia.org/license/patent-license/>
- 2) Alliance for Open Media, License
<http://aomedia.org/license/>
- 3) 加藤恒, パテントプール概説 (改訂版), p.122 (2009) 発明協会
- 4) Sisvel社, SISVEL ANNOUNCES THE LAUNCH OF ITS VIDEO CODING LICENSING PLATFORM
<https://www.sisvel.com/news-events/news/sisvel-announces-the-launch-of-its-video-coding-licensing-platform>
- 5) Sisvel社, SISVEL ANNOUNCES THE FIRST LICENSEES OF ITS VIDEO CODING LICENSING PLATFORM
<https://www.sisvel.com/news-events/news/sisvel-announces-the-first-licensees-of-its-video-coding-licensing-platform>
- 6) 特許庁, 知的財産の価値評価について
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/Valuation_of_Intellectual_Property_JP.pdf
- 7) 特許庁, 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>
- 8) European Union, Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents
<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/>

26583

- 9) IP Europe, Principles and guidance for licensing Standard Essential Patents in 5G and the Internet of Things (IoT), including the Industrial Internet
<https://www.iptalks.eu/wp-content/uploads/2019/09/CWA17431.pdf>
- 10) 特許庁, 標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き (改訂版)
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/hyojun_hissu_201906/01.pdf
- 11) 東京国際知的財産仲裁センター, IACTについて
<https://ja.iactokyo.com/>

参考文献

- ・総務省, AV1の動向について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000683387.pdf
 - ・知的財産研究所, 標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_10_zentai.pdf
 - ・知的財産研究所, 標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けた制度の在り方に関する調査研究報告書
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2017_07_zentai.pdf
 - ・知的財産研究所, 主要国における標準必須特許の権利行使の在り方に関する調査研究報告書
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h28_report_07.pdf
 - ・知的財産研究所, 標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究報告書
https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail1_lj/2_3_iip_main.pdf
 - ・三菱総合研究所, パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10983223/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2012_07.pdf
 - ・特許庁, パテントプール
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/patent_pools_jp_2009.pdf
 - ・平田祥一郎, 知財管理, Vol.66, No.1, pp.106~111 (2016)
- (URL参照日は全て2020年10月9日)
- (原稿受領日 2020年10月10日)